

※月48時間以上の求職活動（起業の準備を含む）を継続して行っていない場合は、認定できません。

私の認定に係る事由は次のとおりです。

年 月 日

申立者

住 所 福山市

名 前

生年月日 年 月 日

※起業の準備を除き、裏面の「求職活動報告書」を必ず記入してください。

※放課後児童クラブは、求職活動要件での利用申込みはできません。

## 申立書（求職活動要件）

内容を記入してください。

求職活動時間帯

時 分 から 時 分 まで

1日あたり  
時間 分

就職希望日（予定）

1か月平均活動日数  
日

内 容（起業の準備の場合）※求職活動については、表裏に記載してください。

申  
立  
内  
容

求職活動での認定期間の更新はできません。

ハローワークの受付票又は雇用保険受給資格者証のコピー貼付欄

※起業の準備の場合は、上記書類の貼付及び「求職活動報告書」への記入は不要です。

※この申立書は、保育の必要性の認定（保育所等入所事務等）のために使用します。

※就労を開始したなど、認定内容と異なる状況になった場合について

就労を開始した場合などは、要件確認書類（就労証明書など）及び変更届出書などの提出が必要です。提出された書類により、新たに給付認定を行います。